

議案第42号

三朝町営国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部改正について  
次のとおり三朝町営国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成14年3月22日

三朝町長 吉田秀光

平成14年3月22日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町営国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町営国民宿舎事業の設置等に関する条例（昭和41年三朝町条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに削除条項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(設置) 第1条 略	(設置) 第1条 略

(組織)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第14条の規定に基づき、国民宿舎事業の管理者の権限に属する事務を処理するため、三朝町営国民宿舎プランナーみさを置く。

(管理者)

第3条 国民宿舎事業の管理者は、三朝町営国民宿舎プランナーみさ館長とする。

第4条 略

第5条 略

第6条 略

第7条 略

第8条 略

第9条 略

第10条 略

(組織)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第7条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第8条の2の規定に基づき、国民宿舎事業に管理者を置かないこととし、管理者の権限は、町長がこれを行うものとする。

2 法第14条の規定に基づき、国民宿舎事業の事務を処理させるため、三朝町営国民宿舎プランナーみさを置く。

第3条 略

第4条 略

第5条 略

第6条 略

第7条 略

第8条 略

第9条 略

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

前 五 号	前 五 号
(罰則) 罰 則 I 類	(罰則) 罰 則 I 類